

46. 放射線医学総合研究所について

〔諮問〕

総科第735号

日本学術会議会長 殿

昭和31年3月27日

内閣総理大臣 印

放射線医学総合研究所に関する日本学術会議への諮問について
標記について別紙写のとおり原子力委員会委員長から諮問方依頼
があったので貴会議の意見を承りたい。

右第86回科学技術行政協議会の議を経て貴会議に諮問する。

写

総原委第7号

内閣官房長官 根本 龍太郎 殿 昭和31年2月27日

原子力委員会委員長 正力松太郎

放射線医学総合研究所に関する日本学術会議への諮問について
本委員会は放射線医学総合研究所の設立について検討中でありま
す。この研究所は放射線医学に関する基礎並びに応用の両方面の研
究を行うもので、科学技術庁所管になることと予想されます。

この研究所は元来日本学術会議の勧告にもとづいて着想されたも
のでありますがその後の情勢の変化もありますので、改めてその設
立の基本的な方針について同会議に諮問方御願申し上げます。

[答申]

庶発第382号

昭和31年6月30日

内閣総理大臣 鳩山一郎 殿

日本学術会議会長 茅 誠 司

国立放射線医学総合研究所の設立について（答申）

昭和31年3月27日付総科第735号により諮問のあった標記のことについて、本会議の意見を下記のとおり答申します。

記

1. 国立放射線医学総合研究所は、国立放射線基礎医学研究所設置に関する日本学術会議の勧告に端を発し着想されているものであるが、科学技術行政協議会の案による、国立放射線基礎医学研究所と国立放射線衛生研究所の両者の任務を合せ行うものであることが必要である。従って、国立放射線医学総合研究所は、放射線医学に関する基礎ならびに応用の両方面の研究を行うべきであるが、基礎研究の面が軽視されることのないよう特に留意しなければならない。
2. 国立放射線医学総合研究所が、その機能を十分に発揮するためには、この研究所の性格にかんがみ、特殊な研究施設を整備し、かつ、物理・化学・生物ならびに医学各部門の専任の優秀な研究員を確保するよう特に配慮することが必要である。
また、国立放射線医学総合研究所の設置場所を選定するにあたっては、上記の諸条件を考慮するほか、専門学者の意見を十分尊重されたい。
3. 国立放射線医学総合研究所は、異った専門分野の研究者を擁しているから、研究員相互の連絡を密にすることはもとより、関係専門分野の研究機関、特に全国の大学と密接な連繫を保って運営されることが必要である。
また、この研究所は、全国の研究者にもその施設を利用せしめ

ることが必要である。

4. 国立放射線医学総合研究所の基本的運営に関しては、専門学者よりなる委員会を組織して、その意見を徴されることが望ましい。
5. 国立放射線医学総合研究所の機構は、別紙のとおりとするのが適当と考える。

国立放射線医学総合研究所機構

部 名	室 名	主 な 研 究 内 容
総 務 部	総 務 課 調 査 課 会 計 課 図 書 室	
物 理 研 究 部	物 理 第 一 研 究 室 物 理 第 二 研 究 室 物 理 第 三 研 究 室	放射線測定に関する研究 放射線照射に関する研究 放射線防護に関する研究
化 学 研 究 部	化 学 第 一 研 究 室 化 学 第 二 研 究 室 化 学 第 三 研 究 室	放射性物質に関する分析の研究 放射線に関する生化学的研究 標識化合物の調製に関する研究
生 物 研 究 部	生 物 第 一 研 究 室 生 物 第 二 研 究 室	外部放射線の生物に対する作用の研究 内部放射線の生物に対する作用の研究
遺 伝 研 究 部	遺 伝 第 一 研 究 室 遺 伝 第 二 研 究 室	放射線による突然変異誘発に関する研究 人体に対する放射線遺伝の統計的研究

部 名	室 名	主 な 研 究 内 容
障害基礎研究部	障害基礎第一研究室	人体に対する放射線影響の研究
	障害基礎第二研究室	人体に対する放射線許容量の研究
	障害基礎第三研究室	放射線障害の早期発見及び予防警戒法に関する研究
障害臨床研究部	障害臨床第一研究室	放射線障害の診断及びその基準に関する研究
	障害臨床第二研究室	放射線障害の治療及びその基準に関する研究
薬学研究部	薬学第一研究室	放射線による障害の予防薬及び治療薬に関する研究
	薬学第二研究室	医薬品及び衛生材料の滅菌保存に関する研究
環境衛生研究部	環境衛生第一研究室	職場及び一般の生活環境の放射性物質による汚染に関する研究
	環境衛生第二研究室	食品の放射性物質による汚染に関する研究
診断研究部	診断第一研究室	放射線による診断方法の研究 アイソトープをトレーサーとして用いた診断方法の研究
	診断第二研究室	
治療研究部	治療第一研究室	外部放射線による治療方法に関する研究
	治療第二研究室	内部放射線による治療方法に関する研究

部 名	室 名	主 な 研 究 内 容
サーヴィス部		各部の研究を促進するための金属工作、電気工作、ガラス工作、写真撮影（文献複写を含む）、飼育、栽培及び器具消耗品の管理並びに所内の健康管理
附属養成訓練部		放射線医、ヘルスフィジシスト及び放射線治療補助者の育成指導並びに公衆衛生及び労働衛生関係の従事者に対する放射線に関する教育指導
附属病院	事 務 室 医 局 薬 局	